

目 次

第3号（12月14日）

○出席議員及び欠席議員氏名	1
○会議録署名議員の氏名	1
○職務のために議場に出席した者の職氏名	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○議事日程	3
○開 議	5
○承認第20号（質疑、討論、採決）	5
○承認第21号（質疑、討論、採決）	5
○承認第22号（質疑、討論、採決）	6
○承認第23号（質疑、討論、採決）	6
○議案第67号（質疑、討論、採決）	7
○議案第68号（質疑、討論、採決）	7
○議案第69号（質疑、討論、採決）	7
○議案第70号（質疑、討論、採決）	9
○議案第71号（質疑、討論、採決）	10
○議案第72号（質疑、討論、採決）	10
○議案第73号（質疑、討論、採決）	11
○議案第74号（質疑、討論、採決）	11
○議案第75号（質疑、討論、採決）	12
○議案第76号（質疑、討論、採決）	12
○議案第77号（質疑、討論、採決）	13
○議案第78号（質疑、討論、採決）	13
○議案第79号（質疑、討論、採決）	13
○各委員会の閉会中の所管（所掌）事務調査の件について	14
○平成30年度議員派遣について（追加）	14
○町長挨拶	15
○閉 会	15
○署名議員	16

出席議員及び欠席議員氏名

議席番号	氏名	出席	欠席	摘要
1	高田 浩樹	○		
2	南 ゆかり	○		
4	藤野 菊信	○		
5	米沢 康彦	○		
6	田中 太左エ門	○		
7	佐々木 一郎	○		
8	齋藤 稔	○		
9	伊部 良美	○		
10	青柳 良彦	○		
11	笠原 秀樹	○		
12	木村 繁	○		
13	北島 忠幸	○		
14	吉村 春男	○		

会議録署名議員の氏名

12番議員	木村 繁	14番議員	吉村 春男
-------	------	-------	-------

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	佐々木 大輔	事務局次長	轟 久美子
事務局書記	河合 智		

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	内藤 俊三	副町長	野 賢一
教育長	久保理恵子	総務理事	三田村和久
民生理事	武藤 幹雄	産業理事	畑 雅樹
建設理事	加藤 昭宏	教育委員会事務局長	出口 俊一
会計管理者	上坂 明子		

平成30年12月越前町議会定例会議事日程〔第3号〕

平成30年12月14日（金）

- 日程第 1 承認第20号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度越前町一般会計補正予算（第8号））
- 日程第 2 承認第21号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度越前町集落排水事業特別会計補正予算（第4号））
- 日程第 3 承認第22号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度越前町一般会計補正予算（第9号））
- 日程第 4 承認第23号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度越前町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号））
- 日程第 5 議案第67号 越前町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第68号 越前町一般職の職員ゝ給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第69号 財産の取得について
- 日程第 8 議案第70号 平成30年度越前町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第 9 議案第71号 平成30年度越前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第72号 平成30年度越前町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第73号 平成30年度越前町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）
- 日程第12 議案第74号 平成30年度越前町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第75号 平成30年度越前町集落排水事業特別会計補正予算（第5号）

- 日程第14 議案第76号 平成30年度越前町上水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について(越前町織田児童館及び越前町織田子育て支援センター)
- 日程第16 議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について(道の駅「パークイン丹生ヶ丘」)
- 日程第17 議案第79号 越前町人工芝ホッケー場改修工事請負契約について
- 日程第18 各委員会の閉会中の所管(所掌)事務調査の件について
- 日程第19 平成30年度議員派遣について(追加)

開議 午前10時00分

- 議長（北島忠幸君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
議事日程については、お手元に配付のとおりです。

日程第1 承認第20号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度越前町一般会計補正予算（第8号））

- 議長（北島忠幸君） 日程第1 承認第20号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度越前町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。
これから承認第20号の質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（北島忠幸君） 質疑がないので質疑を終わります。
これから承認第20号の討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（北島忠幸君） 討論なしと認めます。
これから承認第20号を採決します。
お諮りします。
本案は報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（北島忠幸君） 挙手全員です。
よって、承認第20号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度越前町一般会計補正予算（第8号））は原案のとおり承認されました。

日程第2 承認第21号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度越前町集落排水事業特別会計補正予算（第4号））

- 議長（北島忠幸君） 日程第2 承認第21号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度越前町集落排水事業特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。
これから承認第21号の質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（北島忠幸君） 質疑がないので質疑を終わります。
これから承認第21号の討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（北島忠幸君） 討論なしと認めます。
これから承認第21号を採決します。
お諮りします。
本案は報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(北島忠幸君) 挙手全員です。

よって、承認第21号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度越前町集落排水事業特別会計補正予算(第4号))は原案のとおり承認されました。

日程第3 承認第22号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度越前町一般会計補正予算(第9号))

○議長(北島忠幸君) 日程第3 承認第22号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度越前町一般会計補正予算(第9号))を議題といたします。

これから承認第22号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北島忠幸君) 質疑がないので質疑を終わります。

これから承認第22号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北島忠幸君) 討論なしと認めます。

これから承認第22号を採決します。

お諮りします。

本案は報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(北島忠幸君) 挙手全員です。

よって、承認第22号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度越前町一般会計補正予算(第9号))は原案のとおり承認されました。

日程第4 承認第23号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度越前町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号))

○議長(北島忠幸君) 日程第4 承認第23号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度越前町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号))を議題といたします。

これから承認第23号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北島忠幸君) 質疑がないので質疑を終わります。

これから承認第23号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北島忠幸君) 討論なしと認めます。

これから承認第23号を採決します。

お諮りします。

本案は報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(北島忠幸君) 挙手全員です。

よって、承認第23号 専決処分承認を求めることについて（平成30年度越前町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号））は原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第67号 越前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（北島忠幸君） 日程第5 議案第67号 越前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第67号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北島忠幸君） 質疑がないので質疑を終わります。

これから議案第67号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北島忠幸君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（北島忠幸君） 挙手全員です。

よって、議案第67号 越前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第68号 越前町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（北島忠幸君） 日程第6 議案第68号 越前町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第68号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北島忠幸君） 質疑がないので質疑を終わります。

これから議案第68号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北島忠幸君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（北島忠幸君） 挙手全員です。

よって、議案第68号 越前町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第69号 財産の取得について

○議長（北島忠幸君） 日程第7 議案第69号 財産の取得についてを議題といたします。

これから議案第69号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北島忠幸君） 質疑がないので質疑を終わります。

これから議案第69号の討論を行います。

討論はありませんか。

○10番（青柳良彦君） 議長。

10番、青柳です。

○議長（北島忠幸君） 討論があります。

それでは、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

青柳良彦議員。

○10番（青柳良彦君） 本議案は、越前焼活性化対策事業の一環として、陶芸村内にある築40年及び24年の木造瓦ぶき平家257.35平方メートルの建物を1,000万円で取得するというものですが、次の理由から反対討論をいたします。

築40年が過ぎている木造瓦ぶき平家づくりの建築物の取得額が1,000万円という金額に合理的理由が見当たりません。

従来、町が事業主体となる不動産の移転や買収を伴う事業においては、不動産鑑定士による不動産鑑定を行い、その鑑定額をもとにさまざまな要因を加味し、取得金額を算出してきています。しかし、本議案で提示されている1,000万円という金額は、本来すべき不動産鑑定を行わず、売り主が主張した算出根拠のない金額であります。通常、一般的な不動産取引では、築25年を過ぎた木造建築の価値は、ほぼゼロとして査定されます。今回の買い取り額1,000万円という金額は、公共事業の特殊性を考慮しても常識からかけ離れたものです。

また、土地所有者は別であり、今後取得できるかどうか流動的な状況にあります。

さらに、9月補正予算において、越前陶芸村施設整備計画策定委託料100万円が承認されましたが、その後の経過報告、現状報告が全くなされておられません。なおかつ、計画策定も決定されていません。そのような状況の中、11月22日に取得金額1,000万円という根拠のない価格で仮契約を結んだということは、明らかに独断専行であり、そこには町民も議会も議員も存在していません。厳格公正な不動産鑑定をすることもなく、また具体的な利用方法も決まっていない中での仮契約は、情実的取引と言わざるを得ません。

当町の観光施設の一つとして重要な役割を果たす陶芸村の発展は、町の観光政策においても大きなウエートを占めており、陶芸村及び越前焼が発展活性化することの重要性は十分理解しております。

しかし、今回のような半ば強引な手法での観光振興施策を推し進めることについては、陶芸村活性化の重要性を考慮に入れても賛同しかねるものです。町民の代表として、説明責任を果たすことができません。また、チェック機関としての議会の存在意義を問われるような事案であり、看過することはできません。

本議案を承認することになれば、今後、町内での移転補償や用地買収に係る公共事業に多大な悪影響を及ぼすことになり、将来にわたる損失は、有形無形を含め

てはかり知れず、禍根を残すことになりかねません。

我々は将来に対して責任があります。町長の進める観光政策は数々の成果を見せ、評価に値しますが、観光振興を名目にすれば免罪符を得たかのような不公正な税金の使い方は、いかなる理由があろうとも認めるわけにはいきません。

以上、述べた理由と、私の是々非々の信念から、本議案第69号については、反対するものであります。

以上、反対討論を終わります。

○議長（北島忠幸君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

木村 繁議員。

○12番（木村 繁君） 12番、木村。

今ほど青柳議員より反対討論がありましたが、私は賛成討論をさせていただきたいと思います。

まず最初に、青柳議員が今述べられました反対討論については、理解のできるどころが多々あります。しかしながら、皆さんご案内のとおり、あの陶芸村の入口の左側のあの物件については、いわゆる陶芸村の入口であって、表玄関です。その表玄関が空き家、空き店舗では、今後の陶芸村の発展は私はないと思います。

そして、今ほどの交渉事ですけれども、交渉事については、多少ともリスクが伴うと私は考えます。ですから、仮契約が済みましたが、今後ともその陶芸村の活性化、ましてや古窯博物館を中心とした陶芸村の発展なくして越前町の観光の発展はないものと私は考えております。

したがって、今、青柳議員が述べられました反対討論については、私としてはどうしても賛成にしたいというふうな強い信念のもとで、私はこの案件については賛成をさせていただきます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（北島忠幸君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北島忠幸君） ないので、これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（北島忠幸君） 挙手多数です。

よって、議案第69号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第70号 平成30年度越前町一般会計補正予算（第10号）

○議長（北島忠幸君） 日程第8 議案第70号 平成30年度越前町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

これから議案第70号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北島忠幸君） 質疑がないので質疑を終わります。

これから議案第70号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（北島忠幸君） 討論なしと認めます。
これから議案第70号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（北島忠幸君） 挙手全員です。
よって、議案第70号 平成30年度越前町一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第71号 平成30年度越前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長（北島忠幸君） 日程第9 議案第71号 平成30年度越前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。
これから議案第71号の質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（北島忠幸君） 質疑がないので質疑を終わります。
これから議案第71号の討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（北島忠幸君） 討論なしと認めます。
これから議案第71号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（北島忠幸君） 挙手全員です。
よって、議案第71号 平成30年度越前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第72号 平成30年度越前町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 議長（北島忠幸君） 日程第10 議案第72号 平成30年度越前町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。
これから議案第72号の質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（北島忠幸君） 質疑がないので質疑を終わります。
これから議案第72号の討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（北島忠幸君） 討論なしと認めます。
これから議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(北島忠幸君) 挙手全員です。

よって、議案第72号 平成30年度越前町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第73号 平成30年度越前町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)

○議長(北島忠幸君) 日程第11 議案第73号 平成30年度越前町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)を議題といたします。

これから議案第73号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北島忠幸君) 質疑がないので質疑を終わります。

これから議案第73号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北島忠幸君) 討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(北島忠幸君) 挙手全員です。

よって、議案第73号 平成30年度越前町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第74号 平成30年度越前町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(北島忠幸君) 日程第12 議案第74号 平成30年度越前町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これから議案第74号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北島忠幸君) 質疑がないので質疑を終わります。

これから議案第74号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北島忠幸君) 討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（北島忠幸君） 挙手全員です。

よって、議案第74号 平成30年度越前町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第75号 平成30年度越前町集落排水事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（北島忠幸君） 日程第13 議案第75号 平成30年度越前町集落排水事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これから議案第75号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北島忠幸君） 質疑がないので質疑を終わります。

これから議案第75号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北島忠幸君） 討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（北島忠幸君） 挙手全員です。

よって、議案第75号 平成30年度越前町集落排水事業特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第76号 平成30年度越前町上水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（北島忠幸君） 日程第14 議案第76号 平成30年度越前町上水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これから議案第76号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北島忠幸君） 質疑がないので質疑を終わります。

これから議案第76号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北島忠幸君） 討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（北島忠幸君） 挙手全員です。

よって、議案第76号 平成30年度越前町上水道事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について（越前町織田児童館及び越前町織田子育て支援センター）

- 議長（北島忠幸君） 日程第15 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について（越前町織田児童館及び越前町織田子育て支援センター）を議題といたします。
これから議案第77号の質疑を行います。
質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（北島忠幸君） 質疑がないので質疑を終わります。
これから議案第77号の討論を行います。
討論はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（北島忠幸君） 討論なしと認めます。
これから議案第77号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（北島忠幸君） 挙手全員です。
よって、議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について（越前町織田児童館及び越前町織田子育て支援センター）は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について（道の駅「パークイン丹生ヶ丘」）

- 議長（北島忠幸君） 日程第16 議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について（道の駅「パークイン丹生ヶ丘」）を議題といたします。
これから議案第78号の質疑を行います。
質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（北島忠幸君） 質疑がないので質疑を終わります。
これから議案第78号の討論を行います。
討論はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（北島忠幸君） 討論なしと認めます。
これから議案第78号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（北島忠幸君） 挙手全員です。
よって、議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について（道の駅「パークイン丹生ヶ丘」）は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第79号 越前町人工芝ホッケー場改修工事請負契約について

- 議長（北島忠幸君） 日程第17 議案第79号 越前町人工芝ホッケー場改修工事請

負契約についてを議題といたします。

これから議案第79号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北島忠幸君) 質疑がないので質疑を終わります。

これから議案第79号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北島忠幸君) 討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(北島忠幸君) 挙手全員です。

よって、議案第79号 越前町人工芝ホッケー場改修工事請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第18 各委員会の閉会中の所管(所掌)事務調査の件について

○議長(北島忠幸君) 日程第18 各委員会の閉会中の所管(所掌)事務調査の件についてを議題といたします。

総務文教厚生常任委員長、産業土木常任委員長から所管事務に関する事項について、また議会運営委員長、議会広報特別委員長、議会活性化特別委員長、原子力発電安全対策特別委員長から所掌事務に関する事項について、それぞれ会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北島忠幸君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第19 平成30年度議員派遣について(追加)

○議長(北島忠幸君) 日程第19 平成30年度議員派遣について(追加)を議題といたします。

お手元に配付のとおり、それぞれ議員を派遣するものとします。ただし、緊急を要する場合は議長において決定したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北島忠幸君) 異議なしと認めます。

よって、平成30年度議員派遣について(追加)は、お手元に配付のとおり決定いたしました。

以上で本日の日程は終了しました。

閉会に先立ち、町長の挨拶を許します。

町長。

町長（内藤俊三君）登壇

○町長（内藤俊三君） 平成30年12月越前町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

去る11日の定例会開会以来、4日間にわたりまして慎重なご審議を賜り、本日、全ての議案につきましてご決議を賜り、厚くお礼を申し上げます。

審議の過程を通じまして、議員各位より賜りました数々のご意見、ご提案につきましては、これからの町政に活かしてまいりたいと存じますので、今後とも一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本年も残すところ2週間余り、何かと気ぜわしい毎日ではございますが、議員各位には、健康に十分ご留意いただき、どうぞお健やかに新春をお迎えになられますようご祈念申し上げます、12月定例会の閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

○議長（北島忠幸君） これをもって、平成30年12月越前町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

閉会 午前10時27分